

**第4次清瀬市長期総合計画
基本構想
〈答申〉**

**平成27年 3月31日
清瀬市長期総合計画策定審議会**

答申にあたって

日頃、清瀬市の活動をとくに関心をもって見ていただいている清瀬市民の皆さん、日常的に地域の様々な分野、団体でご活躍の皆さん、そして福祉、医療、行財政をテーマとする大学等研究機関の研究者が、清瀬市の行政を担当されている方々と共に、長い時間をかけ議論してまいりました第4次清瀬市長期総合計画基本構想（案）がまとまり、本日提出できる運びとなりました。

第4次清瀬市長期総合計画基本構想の特徴は、2つあると考えています。

一つは人口減少時代への対応です。日本のほぼすべての地域のみならず先進国の多くが少子高齢化の影響からは逃れられない。その時に地域を活性化させるとはどういうことか。企業や人口を増やすことがすべてではない。人口減少に無理にあらがうことにより他の面で失うものがないように。そう考えたとき、住民一人一人の生活に、行政が、地域が寄り添い、様々な人々がおもいやりのところをもって互いに接することができる環境づくり、幸せな気持ちでいられるようにする。それが実現できることによって地域が元気になる、人口減に歯止めをかけ活性化することになる。清瀬がもつ豊かな自然環境、居住環境、医療・福祉環境の下、進めて行っていただきたい方向性です。

二つ目は、基本構想に向けたプロセスです。ワールドカフェなど、市民の皆さんのご意見を直接うかがう機会を基礎に、この審議会でも、委員の皆さんに自由にご意見いただき、市事務局、各所管課ともご議論いただきました。各委員さんの歩んでこられた職業や分野が多様であることもあり、大枠を決める基本構想のレベルでもご意見は様々です。表現や言葉の使い方については、必ずしも行政の用語が一様にとらえられているわけではないことも再認識いたしました。そうした中で、できる限りわかりやすい表現につとめ、多様なご意見を集約した形でまとめました。自治と協働が一步進んだものとなったといえると思います。

「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」。自治の歩み、協働の歩みにより清瀬の地において幸せな人生を過ごせるように。住みたいまちであるように。国際化の中で、人にやさしくなれることは世界の平和にもつながります。幸せなまち、清瀬市に向け、歩みを進めていただくことを期待しています。

平成26年7月14日付け26清企企発第25号により本審議会に諮問された第4次清瀬市長期総合計画基本構想（案）について次のとおり答申いたします。

平成27年 3月31日

清瀬市長期総合計画策定審議会

会 長 星 野 泉

目次

◆ 基本構想	1 頁
1. まちづくりの基本理念	2 頁
2. 将来像	3 頁
3. 基本目標	4 頁
4. 施策の方向性	9 頁
(1) 安全でうるおいのある暮らしができるまち（「暮らし」の分野）	9 頁
(2) 健幸でともに支え合うまち（「支え合い」の分野）	18 頁
(3) 子どもたちを健やかに育むまち（「人づくり」の分野）	24 頁
(4) 豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち（「基盤づくり」の分野）	30 頁
(5) 都市格が高いまち（「しくみづくり」の分野）	39 頁
◆ 資料	49 頁
1. 第4次清瀬市長期総合計画の概要	50 頁
2. 第4次清瀬市長期総合計画 施策の体系	51 頁
3. 清瀬市長期総合計画策定審議会条例	55 頁
4. 清瀬市長期総合計画策定審議会 委員名簿	57 頁
5. 審議経過	59 頁

◆基本構想

手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬



清瀬市は、このことばを、まちづくりを進める上での基本的な考え方（=基本理念）とします。



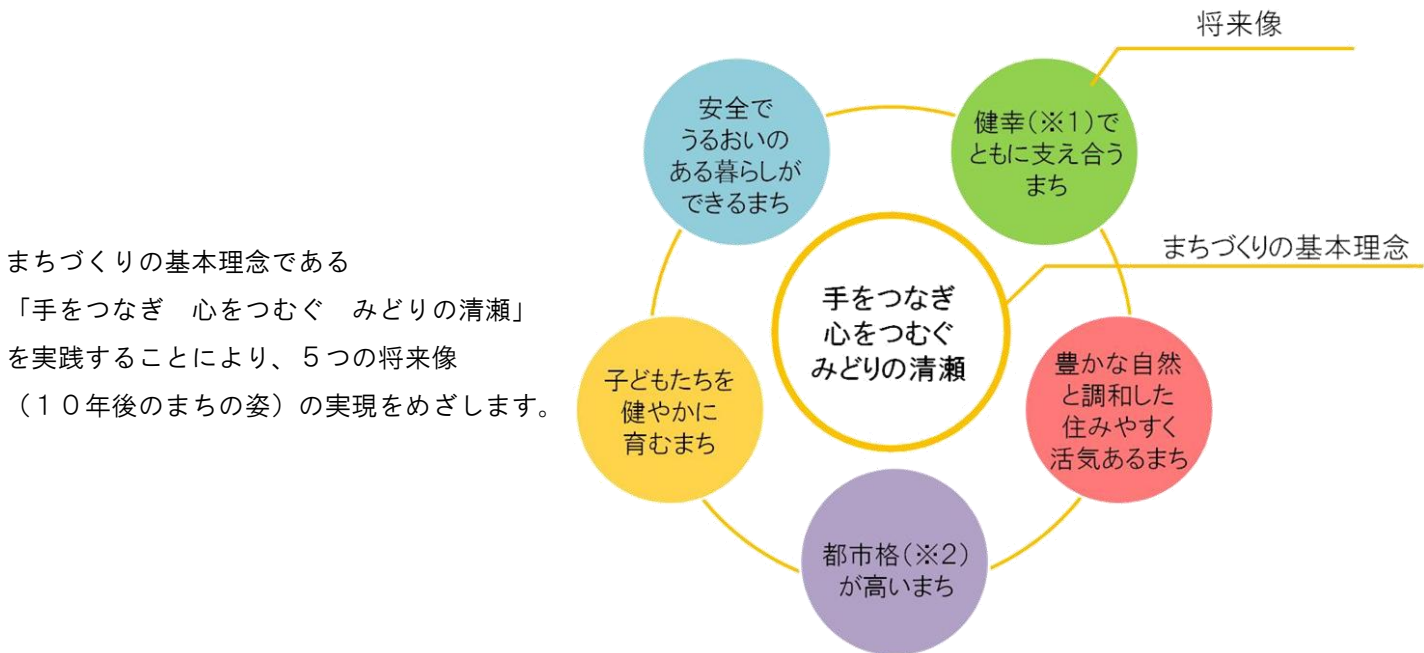
高度情報化やグローバル化、少子高齢化等が進むとともに、清瀬市においても、この計画期間内に、人口が減少に転じる時代を迎えることが想定されます。こうした社会変化に対応するためには、個性を活かした魅力あるまちづくりを推進し、地域への愛着と市民一人一人の主体性を高めることが必要です。

「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」は、市民の誇りや責任、歴史の継承に対する約束や願いが込められた清瀬市市民憲章（昭和55年10月制定）で掲げる「美しい緑のまちを」、「明るく手をつなぐまちを」、「暖かい心のまちを」、「時代とともに歩むまちを」、「世界にひらくまちを」に通じる考え方です。これは、この地に暮らす一員として、清瀬市のまちづくりを進めていく上での普遍的な理念となるものです。



目まぐるしく社会が変化するなかでも多様な価値観を認め合い、手をつなぎ、心をかよわせ、信頼を築きながら、「いつまでも安心して住み続けたい」と思うまちを、人々の思いや力が集結した「人の和」によってつくっていきます。

2. 将来像



※1 「健康」と「幸福」の二つの意味が込められた言葉。

※2 都市を一個の人間にたとえた場合の「人格」に相当するもの。清瀬市は、歴史や文化、良好な環境や自然景観が守られるとともに、自分たちのまちを自分たちで創ろうとする住民自治がおこなわれているまちをめざしながら都市格を高めていく。

1

安全でうるおいのある 暮らしができるまち

みんながそれぞれ尊重し合い、安全で、安心して暮らし、豊かな生活を送ることができるまちをめざします。

2

健幸でともに支え合うまち

本格的な少子高齢社会に対応して、誰もがいきいきと生活できるよう、みんなで支え合う、福祉と「健幸」づくりが充実したまちをめざします。

3

子どもたちを健やかに 育むまち

次代を担う子どもや若者たちを、安心して健やかに育てられる環境づくりを進めるとともに、学力・体力の向上と、社会性や道徳性など豊かな心を育む人づくりをめざします。

4

豊かな自然と調和した 住みやすく活気あるまち

水と緑と調和した都市基盤や生活環境を整備し、産業を育成・振興することによって、やすらぎと活気を合わせ持つまちをめざします。

5

都市格が高いまち

限られた市の経営資源（職員、財源、公共施設）のなかで、さまざまな主体と連携・協働し、資源を最適に割り当てることを通じて、上記に掲げる将来像の実現と、清瀬市の「都市格」を高めるしくみづくりをめざします。

3. 基本目標

(1) 安全でうるおいのある暮らしができるまち

(「暮らし」の分野)

● 安全・安心に生活できるまち

防災・防犯意識が高まるなか、誰もが安全で、安心して暮らせるよう、災害対策や防犯対策を充実させることが大切です。

そのため、市が中心となって危機管理体制を敷き、国や東京都のほか、消防、警察などの公的機関と緊密に連携し、災害に対して迅速に対応します。さらに、さまざまな関係機関との協働による、市民を主役とした防災対策を実践します。また、多様化・深刻化する犯罪から、市民生活の安全を守るため、犯罪の起こりにくいまちづくりを進めます。

さらに、市民生活の安定と向上を図るため、実態に合ったタイムリーな情報提供や各種市民相談を行うとともに、消費者被害を未然に防ぐための施策を充実します。

● 生きがいを持って文化的に生活できるまち

誰もが生涯を通じて学び、文化芸術やスポーツをはじめとするいろいろな活動に親しむことで、生活に生きがいやゆとりを持ち、心の豊かさを実感できることが大切です。

そのため、それぞれのニーズに対応した生涯学習・文化・スポーツ活動の情報提供や活動の機会を充実させ、一人一人の学びが地域に生かされる「学びの循環」によって生涯学習活動を推進します。また、ボランティア等の社会貢献活動についても積極的に促進します。

さらに、長い歴史と文化によって育まれた「清瀬らしさ」を大切にし、清瀬の魅力や価値を高め、それを積極的に発信することで、みんなが清瀬に誇りや愛着を持てる取り組みを進めます。

● お互いを尊重し合うまち

地域の力を最大限に発揮するには、みんなが互いの個性を認め合い、ともに支え合う地域づくりを進めることが大切です。

そのため、男女平等の考えにもとづく男女共同参画社会や、異なる文化や生活習慣・価値観などを認め合う多文化共生社会をめざすなど、人権が尊重されるまちづくりを進めます。

また、非核宣言都市として、みんなが世界の恒久平和を願い、平和を守り続けていく気持ちを持てるよう努めます。

(2) 健幸でともに支え合うまち

(「支え合い」の分野)

● とともに支え合って生活するまち

誰もが住みなれた地域で、ともに支え合って暮らせるよう、持続可能な社会保障制度のもと、地域全体で福祉の課題に取り組むことが大切です。

そのため、高齢者が生きがいを感じ、自分らしく安心して暮らせるような「地域包括ケアシステム[※]」の構築を図るとともに、障害者の自立に向けてきめ細かな情報とサービスを提供します。また、さまざまな問題を抱え、孤立しがちな人や生活に困窮している人の生活の安定と自立を支援します。

さらに、市民や福祉関係者と市が協力して課題に取り組む体制づくりを進めます。

● 健幸で笑顔あふれるまち

誰もが体の健康だけではなく、いきいきと安心して豊かに生活できるよう、心身ともにバランスのとれた健康づくりを総合的、計画的に進めることが大切です。

そのため、市民が自分の健康に関心を持ち、健康的な生活習慣を子どもの頃から身につけ、いつまでも元気に日常生活を送りながら幸福だと感じることをできる健康づくりを支援します。また、生活習慣病の発症や悪化の予防に重点を置いた健康づくりを進めます。

さらに、東京都や医師会などの関係機関と連携し、地域医療体制の確保に努めます。

[※] 住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援の5つの要素を一体的に受けられる支援体制。

(3) 子どもたちを健やかに育むまち

(「人づくり」の分野)

● 安心して子どもを産み育てられるまち

核家族化など家族形態が多様化するなか、それぞれの考え方や価値観を尊重しつつ、安心して子どもを産み育てられる環境を整備することが大切です。

そのため、子育てにおける家庭の役割や、地域全体で子育てを支えることの大切さを広め、親子の健康づくりや子育て支援などを充実します。

また、幼稚園や保育園といった就学前の子育て環境を充実させるとともに、小学校との連携をさらに深め、一貫性のある保育、教育を推進します。

● 子どもが生きる力・考える力を身につけられるまち

次代を担う子どもたちが、自ら進んで考え、判断し、表現できるよう、学力・体力の向上や、社会性・道徳性などの豊かな心を育てることが大切です。

そのため、学校の教育内容を充実するとともに、教育環境の整備を進めます。また、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割を果たしつつ連携することで、生涯にわたって互いに思いやり、学び合える人づくりを進めます。

● 青少年や若者が希望や夢をもつことができるまち

次代を担う青少年や若者が、自分自身を認め、大切さに気づくなか、自己肯定感を高め、希望を持って社会生活を送ることができるようになることが大切です。

そのため、青少年や若者が自らの力を発揮し、社会に貢献できるよう、家庭・学校・地域社会が協力し、青少年や若者の考え方や生き方に寄り添いながら、心身ともに健やかに育つための環境づくりに取り組みます。また、すべての青少年や若者の社会的自立を支援します。

(4) 豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち

(「基盤づくり」の分野)

● 快適で住みやすいまち

誰もが快適で住みやすいまちづくりには、安全で利便性の高い都市基盤を整備することが大切です。そのため、適切な土地利用を誘導するとともに、魅力ある公園や歩行者、自転車、車が安全に通行できる道路の整備を進めます。また、雨水対策をはじめ公共下水道機能の維持・向上のための整備を進めます。

さらに、公共交通の充実を図ることにより、市内外の交通アクセスの向上をめざします。

● 豊かな自然と調和した環境にやさしいまち

魅力あるまちづくりには、水と緑と調和した、心がやすらぐ環境を整備することが大切です。

そのため、武蔵野の面影を残す雑木林や屋敷林、豊かな自然が残る水辺環境、農のある風景などを次の世代に引き継ぐため、それらの景観を大切に作る取り組みや、その保全に努めます。

さらに、ごみの減量化・資源化や再生可能エネルギーの利用を進め、限りある資源を有効に活用した環境負荷の少ない生活を推進します。

● 産業によってにぎわいや活気を生み出すまち

活気あるまちづくりには、雇用の促進やまちのにぎわいの創出に農商工業が果たす役割は大きいいため、それらの産業を育成し、活性化を図ることが大切です。

そのため、清瀬市の大きな産業である農業については、農地の保全に努め、環境に配慮した農業経営の確立を支援します。また、都市型農業の特徴を活かし、直売や収穫体験など農業との触れ合いの場を充実します。

さらに、商工業が地域の活気を生み出すよう、関係機関と連携し、地域ニーズを捉えた施策事業の支援を行うとともに、新たな産業を興せるような環境づくりを進めます。

(5) 都市格が高いまち 「しくみづくり」の分野

● 市民が主体となったまちづくり

市民が主体となったまちづくりを進めるには、一人一人の自治意識を高めていくことが大切です。

そのため、多くの市民が市政に参加できるよう、必要な情報や参加の場を積極的に提供します。また、地域の連帯感による自治が営まれるように、地域の交流を促しながら、コミュニティづくりやコミュニティ活動を支援します。

さらに、市民活動団体、NPO、大学、企業などと、更なる協働のしくみをつくり、それぞれの特性を活かして、創意工夫を十分に取り入れられる市政運営を進めます。

● 職員が能力を発揮できる組織

変化の激しい社会情勢へ柔軟に対応するには、市民サービスの目的に沿った機能的な組織づくりが大切です。

そのため、創造力と行動力と経営感覚を持った職員を育てるとともに、業務・組織のあり方について継続的な見直しを行うことにより、職員それぞれが能力を十分に発揮できる組織をつくります。また、多様な市民のニーズに迅速かつ的確に対応するため、組織間の連携強化に取り組みます。

● 健全な行財政の確立

少子高齢社会が進むなか、財政の健全化に向けた財源の確保と経費の節減を図ることが大切です。

そのため、将来の安定した財政運営をめざして、清瀬市のビジョンに沿った事業誘致や税外収入の確保など、歳入の強化策を講じます。また、施策・事務事業の見直しや民間活力の積極的な活用、公共施設の効果的・効率的な活用など、更なる歳出の適正化を図ります。

さらに、多摩北部都市広域行政圏協議会^{※1}など近隣市との更なる連携の取り組みを進めるほか、新たな制度にもとづく広域連携の活用も検討し、効率的で質の高い市民サービスを提供します。

● 経営資源を戦略的に配分

充実した市民サービスを提供するには、市民の満足度を高める視点が大切です。

そのため、清瀬市の魅力や価値を積極的に発信し、市民のニーズを的確に捉え、経営資源を有効に活用しながら市民サービスの提供を図ります。また、行政評価制度などを活用してPDCAサイクル^{※2}を確立し、計画の着実な進行管理を図ります。

^{※1} 清瀬市、小平市、東村山市、東久留米市、西東京市の5市で構成され、昭和62年1月に設置。広域連携事業の実施や単独での解決が困難であったり行政区域をまたがる課題、効率性や経費削減が期待できる事務の共同処理等の計画策定や連携調整を行っています。

^{※2} 民間で培われてきた事業活動を円滑に進める手法として「計画(Plan)⇒実施(Do)⇒評価(Check)⇒改善(Action)」を表します。

4. 施策の方向性

(1) 安全でうるおいのある暮らしができるまち（「暮らし」の分野）

11 安全・安心に生活できるまち

111 防災体制の充実・強化

10年後の姿

更なる防災意識の高まりにより、自助・共助の防災体制が構築されているとともに、公助の役割を担う消防や関係機関との連携体制が整っています。

1. 危機管理体制を整えて、いざという時に備えます

災害発生など、さまざまな緊急事態に適切に対応することができるよう、危機管理体制を強化します。地域防災計画については、訓練の実施と検証にもとづく必要な修正を行いながら実効性を高め、高齢者や障害者などの災害時要援護者を援護するための地域体制を確立します。また、市民・地域・市・防災関係機関が、それぞれの役割と責任のもとに相互に連携・協力して、防災対策を着実に行うことにより、安心して生活することができる地域社会を実現します。

2. 都市基盤の安全性を高めます

災害から一人でも多くの生命・財産を守るとともに、災害時における都市機能を維持するため、市内建築物の耐震化や安全対策の促進、道路の拡幅整備、オープンスペースの確保など、都市基盤の防災性の向上を図ります。また、発災後の市民の暮らしを支え、都市機能を維持するため、道路や交通施設の安全化を図り、緊急輸送ネットワークを確保します。また、電気、ガスなどのライフラインは事業者と連携して施設の安全化を図ります。

3. 地域における防災力の向上に取り組みます

地域のつながりが希薄化するなか、地震や風水害などの自然災害に的確、迅速に対応するため、消防団の充実に加え、自主防災組織や関係機関との連携により、防災力を強化します。また、一人一人が災害時に自ら判断して行動できるよう、防災意識の向上を図る講演会や出前講座の実施、自主防災組織の支援、防災訓練などを実施するとともに、学校における防災教育を推進します。

4. 災害時の円滑な避難所運営に備えます

災害時の予防・応急・復旧に適切に対応するため、日ごろから自主防災組織などと連携した避難所運営協議会を設立するとともに、清瀬市災害ボランティアセンターを立ち上げます。

5. 災害時の医療救護体制を整備します

災害時の医療救護体制の構築を担う災害医療救護協議会のもと、緊急医療救護所や災害時における産科医療機関及び透析医療機関などとの連携を強化します。

また、地域防災計画と整合した「災害時医療救護マニュアル」を作成し、災害医療救護体制の実効性を高めます。

(1) 安全でうるおいのある暮らしができるまち（「暮らし」の分野）

11 安全・安心に生活できるまち

112 防犯体制の充実・強化

10年後の姿 市民の防犯意識が高まり、犯罪のない安全・安心なまちづくりが進んでいます。

1. 市民一人一人の防犯意識の向上に努めます

振り込め詐欺やひったくりなどの被害を未然に防ぐため、警察、防犯協会及び近隣市など関係機関と連携しながら、防犯意識を高める啓発活動を推進します。特に、高齢者が被害にあうことが多いため、老人クラブなどで周知を図る取り組みを強化します。また、インターネットを利用した犯罪や危険薬物の使用者が二次的に犯罪を引き起こす事例も増えていることから、新たな犯罪に関する情報について周知を図ります。

2. 地域の連携による見守り体制を強化します

空き巣や子どもの連れ去り事件などが後を絶たないことから、警察など関係機関と連携しながら、犯罪に関する情報を、学校、保護者、自治会など地域で共有し、犯罪を未然に防止する地域の見守り活動を推進します。

3. 関係機関と連携し暴力団排除活動を推進します

警察などの関係機関と連携し、暴力団排除活動を推進することにより、市民の安全で平穏な生活の確保に努めます。また、暴力団排除意識を高めるため、相談窓口などにおける啓発を行います。

(1) 安全でうるおいのある暮らしができるまち（「暮らし」の分野）

11 安全・安心に生活できるまち

113 暮らしの相談体制の充実

10年後の姿

暮らしに関する相談体制が充実し、市民は生活上のトラブルが発生しても迅速に対応し、適切に問題解決を図っています。また、消費者として必要な知識を理解している「賢い消費者」が増え、消費者トラブルに遭う人が減少しています。

1. 多様な暮らしの相談ができる体制を充実します

法律や暮らしに関する悩みなど、日常生活における多様な問題について、相談しやすい体制を充実します。特に、複雑化する消費者問題に対応できるよう、研修機会の充実や情報収集の強化に努めるとともに、消費生活相談員の専門性を高めます。

2. 消費者被害を未然防止するため、啓発活動を推進します

消費問題の被害を未然に防ぐため、効果的な出前講座や刊行物の配布など、消費生活センターからの情報発信を効果的に行い、消費者として必要な知識の普及・啓発を図ります。また、学校や老人クラブなどと連携し、問題の当事者となりやすい若年者や高齢者を被害から守ります。

(1) 安全でうるおいのある暮らしができるまち（「暮らし」の分野）

12 生きがいを持って文化的に生活できるまち

121 市民活動の支援

10年後の姿

地域の課題を解決するための市民活動がさまざまな分野で活発に展開されています。また、そうした活動に幅広い世代の市民が積極的に参加しています。

1. 市民活動の活性化を支援します

市民活動の自立と活性化を図るため、市民活動センターを充実させ、市民活動団体の運営や活動についての相談支援を充実します。また、地域の社会的課題に取り組んでいる市民や、これから取り組もうとしている市民に情報を提供し、市民や市民活動団体、事業者、行政などが連携する際の仲介支援を行います。

2. 市民活動への参加を促進します

より多くの人たちが、世代を超えて市民活動にかかわることができるよう、市民活動に関する情報の提供を進めるとともに、その楽しさや喜びを広めることによって、市民活動への参加を促進します。また、多くの市民がこうした活動に積極的に参加できるような環境を整えます。

(1) 安全でうるおいのある暮らしができるまち（「暮らし」の分野）

12 生きがいを持って文化的に生活できるまち

122 生涯学習活動の支援

10年後の姿

生涯学習機会の充実や、特徴を活かした図書館運営などによって、市民の生涯学習に対する意欲が高まっています。また、学んだ市民がその成果を発揮し、新たに指導的立場となって地域で活躍する「学びの循環」が生まれています。

1. 市民ニーズを踏まえた学習活動を支援します

誰もが生涯学習活動の一歩を踏み出せるよう、市内の生涯学習に関する情報を分かりやすく提供します。また、生涯学習への意識調査などによって、市民ニーズを踏まえた学習活動の機会を提供します。

2. 「学びの循環」を活かした生涯学習を推進します

市民が生活の豊かさや個人の自己実現を叶えるだけでなく、学びの成果を社会に還元できるよう、清瀬人材バンクによって、教える人材と学びを希望する人をつなげる取り組みを行い、「学びの循環」を推進します。

3. 地域の情報拠点としての図書館サービスの充実に努めます

多様化する市民ニーズに応えるため、さまざまな媒体の資料収集に努めるとともに、他市や大学図書館との相互利用を進めます。また、日常生活で生じる、さまざまな課題に対する情報を提供します。

さらに、児童向けサービスに積極的に取り組むことで「読書の清瀬」を実践するとともに、読み聞かせやハンディキャップサービスのボランティアとなる人材を活かした事業を推進します。

(1) 安全でうるおいのある暮らしができるまち（「暮らし」の分野）

12 生きがいを持って文化的に生活できるまち

123 文化・芸術・スポーツ活動の支援

10年後の姿

市民は自分にあった文化・芸術・スポーツ活動を楽しみながら、健康で心豊かな生活を送っています。また、そのような活動を通して、人と人との交流の広がりや深まりが進んでいます。

1. 市民文化・芸術の充実と発展をめざします

市民が心豊かで文化的な生活を送ることができるよう、清瀬けやきホールや生涯学習センターをはじめとした施設で、さまざまな事業を実施し、文化・芸術に身近に触れ、取り組むきっかけとなる機会を提供します。また、文化・芸術活動を通じた交流を促進し、地域の活性化が図られるよう、市民文化祭やさまざまな団体による自主的な活動を支援します。

2. 誰でも気軽にスポーツ活動に親しめる環境をつくります

市民が気軽にスポーツ活動を始め、暮らしのなかで継続して親しむことができるよう、利用しやすい環境整備や参加しやすい事業を実施します。また、スポーツ振興を担う各団体と連携し、スポーツに関する魅力的な情報発信や各競技における指導者の育成、幅広い年齢の人たちが参加できる事業を推進します。

さらに、2020年に開催が予定される東京オリンピック・パラリンピックを契機とした、スポーツのさらなる振興を図ります。

(1) 安全でうるおいのある暮らしができるまち（「暮らし」の分野）

12 生きがいを持って文化的に生活できるまち

124 郷土文化の保全・継承

10年後の姿

清瀬の歴史への理解が深まり、誇りと愛着が生まれています。また、次世代に清瀬の歴史と文化が継承されています。

1. 市民が郷土文化に触れ、清瀬への愛着と誇りを高める環境を整備します

市民が清瀬の歴史や文化、芸術、自然などに対する理解を深め、清瀬への愛着や誇りを高められるよう、郷土・文化資料の収集と整理・保全を行うとともに、郷土芸能や地域祭事の支援などを推進します。また、インターネットにより郷土博物館の収蔵資料を検索したり、写真資料などを活用できるような環境を整備します。

2. 市の歴史や文化を次世代に継承します

清瀬に対する市民の誇りや思いが高まるよう、歴史や文化、郷土芸能などを次世代に継承する取り組みを進めます。また、市にとって重要な文化財を保存・管理し、その活用を図ります。

さらに、市民の学びに活かされるよう、新しい市史を編さんします。

3. 学校教育での郷土博物館の資料や人材の活用を推進します

郷土について愛着を持ち、身近な地域の文化財などの観察や調査を行う「博学連携」を推進するため、小学校・中学校の教育課程に合わせ、郷土博物館が持つさまざまな資料や専門性の高い人材を活用した出前授業などを展開します。

(1) 安全でうるおいのある暮らしができるまち（「暮らし」の分野）

13 お互いを尊重し合うまち

131 人権尊重・平和の推進

10年後の姿

地域のなかで、人権尊重や平和希求の意識が広がり、年齢、性別、障害、国籍などに対する差別や偏見を持たない人たちが、互いに認めあい、助けあって暮らしています。

1. 国籍や文化の違いを受け入れ、認め合う、多文化共生社会の実現をめざします

多文化共生社会の実現に向け、その意義を普及・啓発するほか、相互理解を図るための交流事業を推進します。また、日本語によるコミュニケーションが困難な人の生活を支援するため、必要な行政情報を分かりやすく提供します。

2. 人権意識の啓発を進めます

人権を身近な問題としてとらえることができるよう、さまざまな人権課題をテーマとした講座を開催し、人権意識の啓発を推進します。また、子どもの人権意識を啓発するために、学校における人権教育の一層の充実を図ります。

3. 平和について啓発し、平和を希求する意識の高揚を図ります

市民と一緒に企画運営する平和祈念展事業などを推進することで、「非核清瀬市宣言」の周知や、多くの市民が戦争の悲惨さや平和の尊さについて考える機会を提供します。また、学校教育において、次世代を担う子どもが平和の尊さを理解し、これを守る教育を推進します。

(1) 安全でうるおいのある暮らしができるまち（「暮らし」の分野）

13 お互いを尊重し合うまち

132 男女平等社会の推進

10年後の姿

誰もが性別で固定された役割に左右されることなく、自分の意思と責任によって生き方を選択することができ、個性と能力を十分に発揮しながら、あらゆる分野で対等に参画する男女共同参画社会が進んでいます。

1. さまざまな視点で男女平等を考え、一人一人の生き方を尊重する人とまちをめざします

性別による役割分担意識を変えるため、仕事や生き方、歴史、文化といったさまざまな視点で、男女共同参画について考え、語り、活動しながら、ともに学ぶ機会をつくります。また、性別に左右されることなく、一人一人が尊重され、能力と個性を発揮する男女共同参画社会を推進するため、家庭、学校、地域社会など、あらゆる場での情報提供や学習の機会を充実します。

2. 女性がいいきと暮らせるよう、DVや就労などの相談支援を充実します

配偶者からの暴力やデートDV（交際相手からの暴力）の防止について、引き続き、相談支援を行い、学習や情報提供を充実します。また、個人情報の取り扱いをはじめ、被害者の安全を守る支援体制を整備し、被害者支援のネットワークを強化します。

さらに、女性の出産や結婚をはじめ、男女ともに育児や介護などと仕事の両立（ワーク・ライフ・バランス）を図るため、女性や若年層の現状にあった自立と就労支援について、学習する機会の提供や相談事業を充実します。

3. 女性のリーダーシップが一層発揮されるまちをめざします

防災分野をはじめ、地域振興、環境保全など、まちづくりの課題を解決する過程に女性の参画を進め、男女が対等なパートナーとして、より暮らしやすいまちを築きます。

(2) 健幸でともに支え合うまち（「支え合い」の分野）

21 ともに支え合って生活するまち

211 高齢者の支援

10年後の姿

医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムが構築され、高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らしています。

1. 高齢者が安心できる暮らしを支援します

介護を必要とする高齢者に対して、個々の実情に応じたサービスを提供するとともに、介護予防事業の充実を図り、介護の重度化予防や自己による予防の力を高めます。また、緊急時の通報システムや地域全体で見守る体制を整え、高齢者の生活の安心に向けた支援をします。

2. 高齢者のいきいきとした暮らしを支援します

高齢者が生きがいを持ち、いつまでも元気でいきいきと暮らせるよう、地域でともに支え合える交流の場や参加の機会を提供します。また、技能や経験を活かした働く機会の確保や社会参加を支援します。

3. 医療と介護の情報共有、情報交換ができるしくみをつくります

住みなれた地域で継続して生活できるよう、医療機関、介護事業所、地域包括支援センターが情報を共有し、各分野にかかわる人々の顔の見える関係性をつくることで、高齢者ケアの質を確保するとともに、切れ目のないケア体制を構築します。市の組織においても、高齢者福祉や保険、住宅などの部門が横の連携を強化します。

(2) 健幸でともに支え合うまち（「支え合い」の分野）

21 ともに支え合って生活するまち

212 障害者・障害児の支援

10年後の姿

障害のある人を地域で支える輪が広がり、一人一人の個性と意思が尊重されたまちがつくられているとともに、障害のある人が心豊かにいきいきと暮らしています。

1. 障害者（児）の自立した生活を支援します

障害のある人が、地域で自立して円滑に暮らせるよう、自立支援給付や地域の実情に合わせた地域生活支援事業、障害児通所支援など、各種障害福祉サービスの提供により、ライフステージに応じた必要な支援を行います。

2. 障害者（児）の社会参加を促進します

ハローワークや障害者就労支援センターをはじめ、関係機関や事業所などとの連携を深めながら、障害のある人の就労を支援する体制を充実します。また、障害のある人とない人が一緒に参加できる地域活動の普及に取り組むとともに、点字、音訳などさまざまな方法を利用して、必要な情報の提供を充実します。

さらに、障害への理解と地域で支える輪を広めるための取り組みを、民間団体や学校などと連携を図りながら推進します。

(2) 健幸でともに支え合うまち（「支え合い」の分野）

21 ともに支え合って生活するまち

213 生活の安定の確保及び自立・就労支援

10年後の姿

さまざまな要因から生活支援が必要な市民が、必要な支援を受けることで、安定して生活し、自立に努めています。

1. 生活困窮者の安定した生活のための支援と自立のための支援を行います

さまざまな要因から生活に困窮する世帯が、再び安定して自立した生活ができるよう、生活困窮者自立支援制度やセーフティネットとしての生活保護制度等を適正に運用します。また、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないよう、生活面や教育面などから必要な支援を行い、世代を超えた貧困の連鎖を防止します。

2. 虐待・DV防止と個人の尊厳を守る権利擁護に関する取り組みを行います

子ども、高齢者、障害者などに対するさまざまな虐待や、DVについて、未然防止に取り組むとともに、相談や通報などに迅速・適切に対応します。また、認知症の高齢者や障害者などが、いつまでも住みなれた地域で安心して生活できるよう、権利擁護に関する取り組みを充実します。

3. 就労に関する情報提供や相談支援を行います

若者、女性、高齢者、障害者など働く意欲のある人たちが、能力を発揮しながら安心して働き、安定した生活ができるよう、国等の関係機関と協力して就労に関する情報提供や相談支援などを行います。

4. みんながともに支え合う地域福祉を推進します

民生・児童委員、社会福祉協議会、事業者などのさまざまな団体や市民が、連携しやすい環境を整え、みんながともに支え合う地域福祉が実現するよう取り組みます。

(2) 健幸でともに支え合うまち（「支え合い」の分野）

21 ともに支え合って生活するまち

214 社会保険の安定的運営

10年後の姿

社会保険制度への理解と協力が進み、医療保険や年金などの制度が健全に運営されることで、市民が安心して暮らしています。

1. 医療費の適正化や財政基盤の強化に取り組みます

医療保険制度の安定した運営を図るため、生活習慣病の発症や重症化の予防などを進めることにより、医療費の抑制に努めます。また、国民健康保険税の納税しやすい環境を整えることにより、収納率を向上させるなど、財政基盤の強化に努めます。

2. 市報やホームページなどを活用し、社会保険制度の周知に努めます

市民が安心して生活できるよう、疾病、障害、高齢化などで生じる負担を、ともに分かち合う社会保険制度について、市報やホームページなどを活用して周知し、制度への理解と協力のもと適切な運用を図ります。

221 健幸※づくりの支援

10年後の姿

市民一人一人が「自分の健康は自分で守り、つくる」という意識を持っています。また、自ら進んで健康づくりに関心を持って実践し、生きがいをもって、自分らしくいきいきと健やかに暮らしています。

1. 市民の主体的な健幸づくりを支援します

市民の関心が高いテーマを講座などに取り入れ、多くの参加を促すことで、健康づくりの大切さを啓発するとともに、健康寿命を延ばすことをめざします。また、子どもの頃から運動する習慣を身に付けるなど健康づくりへの意識を高めるため、医療機関と連携して啓発事業を推進し、生活習慣病予防に主体的に取り組めるよう、働きかけます。

さらに、関係機関などと連携し、市民が「自分の健康は自分で守り、つくる」環境を支えます。

2. 病気の早期発見の機会を提供し、早期治療につなげ、重症化を予防します

がん検診や特定健診などを実施し、糖尿病やがんをはじめとする生活習慣病などの早期発見・早期治療につなげ、重症化の予防に結びつけます。また、多くの市民が自分の健康づくりに役立てるきっかけとなるよう、各種事業への参加を促すとともに、受診しやすい環境づくりに努めます。

※ 「健康」と「幸福」の二つの意味が込められた言葉。（2頁再掲）

(2) 健幸でともに支え合うまち（「支え合い」の分野）

22 健幸で笑顔あふれるまち

222 医療体制の整備

10年後の姿

市民がそれぞれに普段から自分の健康状態を身近に相談できるかかりつけ医療機関を持っています。また、休日・夜間などにも適切な医療サービスを受けることができる環境が整備されています。

1. かかりつけ医療機関の定着化を推進します

住みなれた地域や家庭で安心して診療を受けられるよう、緊急時だけではなく日常的な健康面についても相談できる、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことの大切さについて啓発します。

2. 休日夜間の救急時の医療体制を確保します

医師会と連携を図りながら、休日・夜間の診療を推進するとともに、小児科医療についても、小児初期救急平日夜間医療事業を行います。また、地域医療体制の確保のため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、東京都など、関係機関との連携を強化します。

さらに、いつでも適切な医療を受けられるよう、休日夜間の実施医療機関について分かりやすく周知します。

(3) 子どもたちを健やかに育むまち（「人づくり」の分野）

I 安心して子どもを産み育てられるまち

311 母子の健康づくりの支援

10年後の姿

健康診査や予防接種により母子ともに健康が保たれ、母子保健に関するさまざまな相談や情報発信を通じて、子育て家庭が安心していきいきと子育てに取り組んでいます。

1. 妊娠期からの母子の健康づくりを支援します

健康で安心して子どもを産み育てられる環境をつくるため、妊婦健診など妊娠期からの母親に必要な支援や、子どもに対する乳幼児健診、予防接種などを充実します。

2. 安心して育児に取り組めるよう、母子保健に関するさまざまな情報を発信します

安心して子育てに取り組むことができるよう、母子保健や子育てに関する講座などを開催し、情報発信を充実します。また、乳幼児を育てる家庭に対して訪問を行い、さまざまな悩みや相談に対応するとともに、関係機関と連携しながら必要な子育て支援サービスへつなぐなど、孤立しがちな子育て家庭を支援します。

(3) 子どもたちを健やかに育むまち（「人づくり」の分野）

I 安心して子どもを産み育てられるまち

312 子育ての支援

10年後の姿

子育てに安心と喜びを感じる親が増えるとともに、子どもを育てる家庭と子どもたちを地域全体で支えようとする意識が広がり、子どもたちが健やかに成長しています。

1. 安定した子育てを支える基盤を築きます

保育園や学童クラブ等により、仕事と子育ての両立など、多様化する保育ニーズに対応するとともに、人間形成の基礎を培う大切な時期の子育てを支援します。また、乳幼児や義務教育就学児への医療費助成や、各種手当の支給などを行い、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

2. ゆとりを持って子育てできるよう支援します

在宅で子育てをしている家庭や多様な就労形態の家庭が、ゆとりを持って子育てを行うことができるよう、手助けが必要なときに一時的に子どもを預けられたり、訪問によって育児や家事の手助けを受けられる育児支援の充実を図ります。

3. 子育て家庭の不安の解消に努めます

子育てに対する不安や悩みを軽減するため、講座の開催や、相談事業、訪問事業を実施します。また、保護者間の情報交換や、気持ちをリフレッシュできるような、交流と学びの場を身近な地域で提供します。

さらに、さまざまな機会や媒体を活用して、子育て支援事業に関する情報を提供し、子育てにおける家庭の役割や、子育てを地域で支えることの大切さについて普及・啓発します。

(3) 子どもたちを健やかに育むまち（「人づくり」の分野）

Ⅱ 子どもが生きる力・考える力を身につけられるまち

321 「生きる力」「考える力」をはぐくむ学校教育

10年後の姿

教員の指導力の向上や教育課程の工夫と改善によって学校教育が一層充実することで、子どもたちに「確かな学力」や「豊かな人間性」、「健やかな体」といった「生きる力」「考える力」が育まれています。

1. 子どもたちの学力の向上を図ります

教師の指導力を高めるとともに、学力調査にもとづく授業改善や教育課程の工夫、少人数指導や放課後補習などを充実させることで、子どもたちの基礎学力の確実な定着を図り、さまざまな課題に対して自ら考え判断し、行動できる力を育成します。

2. 子どもたちの「撓やか（しなやか）で強か（したたか）な心[※]」と、豊かな人間性を培います

困難を乗り越える体験や社会に貢献する活動、子どもたちの自主的な力を高める取り組みなどを推進することで、撓やかで強かな心を育てます。また、自分や自分以外の命の大切さを感じ・考え・行動できる「命の教育」を家庭・地域社会と一体となって進めます。

さらに、道徳教育の充実や、市内にあるさまざまな教育資源を活かした学びの場を創設することで、道徳性、社会性、規範意識、郷土愛など、子どもたちの豊かな人間性を育みます。

3. 子どもたちの心身の成長と、体力の向上をめざします

体カテストにもとづく授業改善や、家庭や地域社会と連携した運動の日常化などを通して、子どもたちの体力の向上を図ります。また、心身の成長を図る部活動の充実や社会教育と連動した取り組みによって、文化やスポーツ活動に取り組む子どもたちを支援します。

さらに、家庭と連携した食育の充実を図り、自らの健康を保持増進できる力を育みます。

[※] 「若竹のような多少のことでは折れないしなやかさ」をイメージした言葉で、子どもに育みたい心の力として「豊かな人間性」に加え「心を鍛える」必要性を表しています。

(3) 子どもたちを健やかに育むまち（「人づくり」の分野）

Ⅱ 子どもが生きる力・考える力を身につけられるまち

322 地域連携による学校教育

10年後の姿

学校と地域の連携・協働を一層充実することで、子どもたちが健やかに成長するとともに、学校を核とした家庭・地域の力が向上しています。

1. 地域と学校が協働して子どもを健やかに育みます

学校のニーズと地域の人材をコーディネートするしくみをつくり、学校行事や日常の授業、子どもの安全確保など、学校と市民が協働して子どもたちを育みます。

2. 地域・保護者が学校運営にかかわる新しいしくみをつくります

各校に設置されている学校運営連絡協議会を発展させ、保護者や地域の人々、関係機関などが、学校や教育委員会と協議しながら、ともに学校運営に携わるしくみづくりを進め、地域と協働した特色ある学校づくりを推進します。

(3) 子どもたちを健やかに育むまち（「人づくり」の分野）

Ⅲ 青少年や若者が希望や夢をもつことができるまち

331 青少年の健全育成

10年後の姿

次代を担う青少年が自己実現をしながら幸せで自立した社会生活を送っています。大人は子どもの人権を大切にし、乳幼児期から青年期までのライフステージを見守り、育ちを支えています。

1. 青少年の人間性・社会性を育みます

青少年が、命の大切さや他人を思いやる心、奉仕する心、感動する心といった豊かな心を育み、自分自身を見つめ、社会のなかでともに生きる力を養うよう、家庭や学校を越えたさまざまな体験活動を支援します。

2. 悩みや問題を抱える青少年に寄り添った支援をします

子ども家庭支援センターや児童館を身近な相談機関として、青少年の心に寄り添った支援を行います。また、各種相談窓口や関係部署が連携し、一人一人に応じた情報を適切に提供し、問題の解決を図ります。

3. 地域を上げて青少年を育成する体制を整えます

学校・地域・関係機関が連携を深め、地域全体で青少年の育ちを支援します。また、地域の活動に学生ボランティアなどを活用しながら、未来を担うリーダーの育成を推進します。

4. 青少年の居場所を充実します

文化活動やダンス、スポーツなど、青少年の自主的な活動を支援します。また、地域のなかの安全・安心な居場所として、小学校区を拠点とした放課後子ども教室などの取り組みを充実します。

(3) 子どもたちを健やかに育むまち（「人づくり」の分野）

Ⅲ 青少年や若者が希望や夢をもつことができるまち

332 誕生から就労に至るまでの総合的な相談体制の整備

10年後の姿

誕生から就労に至るまでの子育て、教育、生き方にかかわる継続的な相談体制と、関係諸機関との連携・協働が確立され、相談者の悩みに総合的に対応しています。

1. 誕生から就労に至るまでの相談を受け付ける次世代型の相談センターを設置します

どこに相談すればよいのか分かりにくい、誕生から就労に至るまでの子育て、教育、生き方などに関する相談を、一元的に受け付ける「総合相談センター（仮称）」を設置します。

2. 一貫した支援体制の構築をめざします

「総合相談センター（仮称）」は、教育委員会や学校、子育て部門や福祉部門、就労支援部門などと連携・協力し、一貫した支援体制の構築をめざします。また、学術機関、子育てや福祉施設、医療機関などと協働体制を確立し、教育・福祉・保健・医療・心理が連携した多面的な支援の実現を図ります。

(4) 豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち（「基盤づくり」の分野）

41 快適で住みやすいまち

411 適切な土地利用の推進と住環境の整備

10年後の姿

豊かな自然環境に配慮した快適なまちづくりが進められ、地域の特性を活かした調和のとれたまちなみが広がっています。

1. 住みやすく快適なまちをつくります

良好な住環境を確保するとともに、暮らしやすいまちをつくるため、都市計画マスタープランに沿った土地利用を推進します。また、市民が住み続けたいと感ずることができるよう、地域の特性を活かしたまちづくりの方向性を定め、その実現に向けた地区計画などの推進に努めます。

さらに、周辺環境に配慮した良好な住宅地が整備されるよう、関係法令にもとづき適正な宅地開発の誘導を図ります。

2. 清瀬らしさを実感できる景観の保全・空間の整備を進めていきます

農のある風景や武蔵野の面影を残す雑木林、水辺の緑など、清瀬らしさを表す景観が、清瀬のまちなみと調和して、やすらぎを感じられるものとなるよう、市民と共感できる景観指針を策定し、指針に沿ったまちづくりを推進します。

(4) 豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち（「基盤づくり」の分野）

41 快適で住みやすいまち

412 道路ネットワークと交通環境の整備

10年後の姿

快適で安全な都市基盤となる道路の整備と、鉄道やバスなどの交通環境の向上が図られ、誰もが市内外を快適・安全に移動しています。

1. 快適で安全な道路環境をつくります

幹線道路のネットワーク化を推進するため、都市計画道路の整備を計画的に進め、快適なまちの基盤づくりに努めます。また、誰もが安全・安心に道路を利用できるよう、狭あい道路の拡幅や歩道の整備、既存道路の計画的な維持管理を行います。あわせて、橋梁についても、橋梁長寿命化修繕計画により、計画的な改修等を行います。

2. 快適で安全な交通環境をつくります

高齢化がさらに進むことや住環境の変化に伴い、コミュニティバスの路線や便数について調査・検討するとともに、都内へのアクセスの向上に向けた鉄道事業者への要請を行うなど、交通環境の向上をめざします。また、自転車が安全に移動しやすい環境を整備します。

3. 交通安全意識の普及・啓発を推進します

子どもや高齢者などそれぞれの世代を対象に、交通安全教室などを開き、交通安全意識の普及・啓発の充実を図ります。また、地域における交通安全意識を啓発する取り組みを進めるため、交通安全協会などの関係機関との連携を推進します。

(4) 豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち（「基盤づくり」の分野）

41 快適で住みやすいまち

413 汚水・雨水の処理

10年後の姿

下水道の適正な維持管理が進められ、健全な水循環が保たれています。また、雨水対策事業が計画的に進められ、集中豪雨時にも適切な道路の排水処理が行われるよう整備が進んでいます。

1. 公共下水道（汚水）施設の長寿命化を図ります

市内の下水道管が、平成40年代に順次耐用年数を超えるため、老朽化と耐震化の対策を同時に推進します。

2. 持続可能な下水道サービスを提供するため、下水道事業の経営の健全化を図ります

地方公営企業会計方式の導入などにより、経営の透明性の向上を図るとともに、引き続き事務の簡素化や効率化を推進し、コストの縮減に努めます。また、下水道使用料について、定期的な見直しを図ります。

3. 道路冠水や浸水を防ぐため雨水対策事業を推進します

清瀬市公共下水道事業雨水全体計画にもとづき、市内全域に対する雨水幹線整備事業を進め、道路冠水や住宅浸水の防止を図ります。また、各家庭における雨水対策を促進することにより、住宅から道路への雨水の流出を抑え、水循環の保全や回復を図ります。

(4) 豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち（「基盤づくり」の分野）

41 快適で住みやすいまち

414 公園の整備

10年後の姿

市民のニーズに対応した特色ある公園が整備され、多くの市民が快適に利用しています。また、地域の公園の維持管理に市民が主体的に関わっています。

1. 多様化する市民ニーズに対応する公園の整備を進めていきます

多様化する市民ニーズに対応した魅力ある公園づくりを進めるため、柳瀬川付近に親水公園を整備するほか、公園の計画的な再整備を図ります。また、子どもから高齢者まで安心して利用できるよう、公園施設の点検や整備を定期的に行い、適切に維持管理していきます。

2. 地域から親しまれる市民の手による公園づくりを推進します

身近な公園が、地域のコミュニティの拠点として親しまれるよう、計画の段階から維持管理まで、市民の手による公園づくりを推進します。

(4) 豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち（「基盤づくり」の分野）

42 豊かな自然と調和した環境にやさしいまち

421 自然環境の保全

10年後の姿

雑木林、崖線、屋敷林などの緑地や河川など、豊かな自然環境が適切に保全されています。

1. 自然の大切さを広め、緑地や水辺など自然環境の保全に努めます

貴重な自然を次の世代に引き継ぐため、市が所有する緑地を適切に維持管理するとともに、関係機関と連携しながら、保存が必要とされている雑木林の公有地化を進めます。また、自然の大切さを広めるとともに、宅地化により減少しつつある民有地の緑地保全に努めます。

さらに、水質改善で、多くの水生生物や野鳥の姿が見られるようになった水辺環境が、引き続き良好に保たれるよう取り組んでいきます。

2. 雑木林の再生と水辺と親しめる環境を整備し潤いを感じるまちづくりを進めます

わたしたちの生活を支え、オオムラサキなど、さまざまな動植物と良好に共生していたかつての雑木林や、水生生物の姿を楽しめる親水空間を再生する取り組みを進めます。また、雑木林や水辺を自然学習の場として活用し、多くの市民が自然と触れ合いながら、身近に感じることができる機会を提供します。

(4) 豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち（「基盤づくり」の分野）

42 豊かな自然と調和した環境にやさしいまち

422 ごみ減量化・再資源化の推進

10年後の姿

市民・事業者・市が一体となったごみ処理体制により、ごみの減量化・再資源化が推進されています。また、市民の環境美化に対する意識が高まっています。

1. 多摩地域における最小ごみ発生量をめざします

家庭から排出される生ごみの減量・堆肥化や、事業所から排出される古紙類などの分別・再資源化を推進し、可燃ごみの減量を図ります。また、多様な機会を通じて、広く市民にごみ減量への協力を呼びかけます。

2. ごみを適正に収集・処理します

分別をより一層推進し、ごみの収集・処理に努めるとともに、集積所へごみの運び出しが困難な高齢者世帯が増加しているため、戸別収集を導入するなど、ごみを出しやすい環境を整えます。

3. 資源の有効活用を進めながら、新しい分別品目の再資源化の対応を進めます

小型家電リサイクル法などにもとづく新しい再資源化物に対応できるよう、資源の有効活用を推進します。

4. 市民・事業者・市が連携・協力し、潤いとやすらぎのある生活環境の維持に努めます

市民・事業者・市が連携し、清掃活動などの環境美化を推進するとともに、不法放置・投棄や資源物の持ち去りを防止するため、警察との協力体制を強化した取り組みを進めます。

(4) 豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち（「基盤づくり」の分野）

42 豊かな自然と調和した環境にやさしいまち

423 生活環境の保全

10年後の姿

誰もが環境保全に関する知識を持ち、省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーの利用が促進されており、環境にやさしい社会がつくられています。

1. 省エネルギー活動や再生可能エネルギーの普及を促進します

節電などの省エネルギー活動の普及・啓発に努め、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの普及を促進することによって、地球温暖化の原因となる温室効果ガスのうち、特に二酸化炭素を減らしていく低炭素型のまちづくりを進めます。

2. 大気汚染・有害化学物質・騒音などの公害から生活環境を守ります

市民が快適に暮らせる生活環境を維持するため、事業所からの大気汚染や有害化学物質、騒音、さらに新たな環境問題などの調査や規制・指導などを行います。

3. 環境に対する問題意識を啓発するため、情報や学習の場を提供します

さまざまな環境問題を解決するため、誰もが、環境問題を身近に感じ、日ごろの生活のなかで環境への負荷を減らすことに努めるよう、環境に対する問題意識を啓発していきます。また、そのための情報や学習の場を提供します。

(4) 豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち（「基盤づくり」の分野）

43 産業によってにぎわいや活気を生み出すまち

431 農業の振興

10年後の姿

農のある風景が保全され、活気ある農業が安定的に営まれています。また、多くの市民が農業を身近に感じ、地元で生産された新鮮で安全・安心な農産物が提供されています。

1. 多目的機能を持つ農地の維持・保全に努めます

農地は、農産物を生産するだけでなく、潤いやゆとりのある良好な景観をつくり、また、災害時の貴重なオープンスペースにもなるなど、多面的な機能を持っています。このような農地の保全に向けて、法令整備や税制上の対策を国に求めるとともに、農のある風景のすばらしさに共感が得られる取り組みを進めていきます。

2. 安定した農業経営を支援します

農作物の品質向上や栽培の効率化を図るとともに、販路拡大や付加価値を高めることによるブランド化などを進めます。また、活気ある農業振興を推進するため、各種助成・指導、後継者育成など農業経営の安定化を支援します。

3. 地産地消を進め、農業と触れ合う機会をつくります

都市農業の特徴を活かし、生産者の顔の見える新鮮で安全・安心な野菜の販売を促進し、市民の農業に対する理解を深めるとともに地産地消を推進します。また、収穫体験や農地見学、催し物などを通じて、農業との触れ合いの場を充実します。

(4) 豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち（「基盤づくり」の分野）

43 産業によってにぎわいや活気を生み出すまち

432 商工業の振興

10年後の姿

商工業者による自主的な経営改革が進められ、魅力ある事業や商店街創出のための努力が発揮されており、まち全体に活気が満ちています。

1. 商店街の振興・活性化を図ります

新たな経済活動を生み出す場であるとともに、地域コミュニティの中心として、重要な役割を担う商店街の活性化に向けて、商店街の環境整備を支援し、人々が集い楽しめる賑わいのある商業空間づくりを推進します。

2. まちに活気をもたらす新しい産業を育成します

ベンチャー企業などの育成によるまちの活性化に向け、空き店舗情報を含め、事業活動に必要な情報の提供など、起業・経営に必要なさまざまな支援を行います。また、市内3大学や医療機関、社会福祉事業者との連携を推進し、医療・福祉のまちとしての特性を活かした産業の育成をめざします。

3. 商工業者の安定した経営を支援します

市内の商工業者が安定した経営基盤を確立し、事業を持続して発展できるよう、商工会や商店会などの意欲的な取り組みを支援します。また、関係機関と連携を図りながら、事業資金の融資、事業の経営診断・指導・助言、後継者の育成などを促進します。

(5) 都市格が高いまち（「しくみづくり」の分野）

51 市民が主体となったまちづくり

511 地域コミュニティの活性化

10年後の姿

地域の人たちの顔の見える関係が広まり、地域を自分たちでよくしていこうとする活動が進められています。

1. 地域を基盤としたコミュニティの大切さを伝えます

自治会活動や円卓会議などの活動を地域住民に広め、「地域でできることは地域で解決する」「地域にかかわることは地域で決める」というまちづくりを担う地域コミュニティの意義を啓発し、それらの活動への参加を働きかけます。

2. 地域を基盤とした住民活動の活性化を支援します

ライフスタイルや価値観の多様化、家族形態の変化などによって、地域組織は加入者の高齢化、若い世代の活動離れなどの課題を抱えているため、地域組織の自主性、自立性を尊重しながら、情報提供、交流・連携の場の提供などを行い、住民活動を支援します。

(5) 都市格が高いまち（「しくみづくり」の分野）

51 市民が主体となったまちづくり

512 協働によるまちづくりの推進

10年後の姿

市民、市民活動団体、大学、企業、行政機関など、まちづくりにかかわる多様な主体が互いを尊重し、互いの得意分野を活かし、協力しながら地域課題に取り組んでいます。

1. 協働のしくみを整えます

多様な主体が参加するまちづくりが広がるよう、さまざまな意見を取り入れながら、協働に関する基本的な考え方や進め方を明らかにして、市民と職員の共通理解が広がるよう普及・啓発を進めます。

2. まちづくりに参加したい多様な主体への情報提供を充実します

地域が抱える課題の情報や協働に取り組む団体の情報の共有を図ります。また、サービスを必要とする側と提供する側のニーズをマッチングさせる取り組みを推進します。

(5) 都市格が高いまち（「しくみづくり」の分野）

51 市民が主体となったまちづくり

513 行政情報の積極的な公開・共有

10年後の姿

市が市政に関する情報を積極的に提供し、共有することで、行政運営の透明性が高まっています。また、市民は必要な情報を適時入手でき、市民の市政に対する理解や関心が高まっています。

1. 行政情報をより便利に利用できる環境を整えます

市政に関する理解を深めるため、市が保有する情報の公開をさまざまな手段を通じて推進します。また、情報公開制度をより多くの市民が利用できるよう幅広く分かりやすい周知を行うとともに、制度の利用をより便利にするため、受付体制やしくみについて継続的に検証し、適切に運用していきます。

2. 市政情報を分かりやすく提供します

多様なライフスタイルや市民ニーズに対応したわかりやすい市政情報を提供するとともに、市民が市政に親しみと関心が持てるよう、電子媒体など、さまざまな媒体を活用した効果的な情報発信を推進します。

(5) 都市格が高いまち（「しくみづくり」の分野）

52 職員が能力を発揮できる組織

521 職員の育成強化

10年後の姿 職員が行政課題や社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応しています。

1. 必要な能力を持ち、さまざまな課題に柔軟に対応できる職員を育成します

職員一人一人が高度化・複雑化する行政課題に柔軟に対応し、地域の実情を踏まえたさまざまな問題を発見し解決する力や、政策を立案し遂行する能力を強化するとともに、市民の立場に立って職務を行う職員の使命感や責任感をより一層高いものにします。また、市民サービスの質の向上に努め、接遇能力の向上を図ります。

2. 職員の能力を発揮するため、職員の健康管理やワーク・ライフ・バランスを推進します

職員の能力を最大限に発揮するため、職員の健康管理の充実を図るとともに、仕事と生活の調和が実現されるしくみを確保し、それを職員が互いに支え合う職場づくりに取り組みます。

(5) 都市格が高いまち（「しくみづくり」の分野）

52 職員が能力を発揮できる組織

522 組織の強化と業務変革の推進

10年後の姿

職員が自らの能力を最大限に発揮できる環境が整えられており、組織としての力を十分に活かすことによって、多様化・複雑化する行政課題に適切に対応しています。

1. 適正な組織体制を整え、適正な人員配置を行います

効率的・効果的な行政体制を確立することができるよう、長期的視点に立ちながら人材の確保に努めるとともに、職員の意欲を高めるために、適正な人員配置を行うことにより、少ない人員で最大の効果を上げることのできる機能的な組織体制を整備します。

2. 必要な変革に勇気を持って取り組む市職員の組織文化を育てます

職員一人一人が行政のあり方を常に考えるとともに、業務の進め方を継続的に見直し、自由な発想や意見を話し合いながら互いに切磋琢磨できる職場環境を整えることによって、必要な変革に勇気を持って取り組む組織文化を育てます。

3. 業務の効率化・情報化を推進します

市民サービスを向上させるために、業務の進め方や情報管理のあり方などについて継続的に見直しを図り、業務の効率化や情報化を推進します。

4. 個人情報の保護や情報セキュリティ対策の徹底、強化を図ります

市民サービスの利便性の向上と情報の安全な管理運営とを常に切り離すことのないよう、情報セキュリティ対策を継続的に取り組む体制を整備し、適切に業務を遂行します。

53 健全な行財政の確立

531 持続可能な財政運営

10年後の姿

高齢化に伴う社会保障関係経費の増加をはじめ、老朽化した公共施設の大規模改修や多様化する市民ニーズへの対応などに柔軟に対応できる健全な財政運営が確立されています。

1. 市財政の根幹となる市税収入を確保します

清瀬市のビジョンに沿った事業誘致をはじめ、納税環境の整備や納税意識の啓発による市税徴収率の向上に向けた取り組みを推進するなど、市税収入の確保に努めます。

2. 新しい財源を含め自主財源の拡充に努めます

新しい財源の創出を検討していくとともに、広告収入の確保や市有財産の活用などの継続・拡大を図ります。また、受益者負担の定期的な見直しを行い、公共施設の使用料や各種手数料の適正化を図ります。

3. 施策や事務事業の見直しなどにより歳出を抑制します

行政評価制度などにより、市の取り組みを継続的に見直し、より効率的な業務遂行や民間活力の積極的な活用を図ることで、事務経費や施設の維持管理経費などの歳出の抑制を図ります。

4. 効率的かつ効果的な財政運営に努めていきます

公共施設改修などの大規模な事業や、新しく取り組む事業を実施する際には、財源の裏づけを確認するために、中・長期的な財政計画や取り組みの費用対効果を検証します。また、さまざまな財源の確保により市債発行額の抑制を図ることで過度な財政負担を将来に先延ばしせず財政規律を守ります。

さらに、民間企業のある考え方を取り入れた新しい公会計制度を導入し、財政状況を適切に捉え、効率的かつ効果的な財政運営につなげます。

532 長期的視点に立った公共施設等の維持・活用

10年後の姿

公共施設が、再整備や再配置等により適切に管理され、市民が安全・安心に利用しています。また、庁舎が防災の拠点となっており、誰にとっても使いやすく機能的で、市民が誇りと愛着を感じる空間になっています。

1. 公共施設等の総合的かつ計画的な整備・管理を推進します

市が保有する公共施設等の利用目的や維持管理費などの基本的な情報や、今後の修繕・改修計画に必要な詳細なデータを一元的に把握し、誰もがわかりやすい形で整理します。また、人口減少や少子高齢社会に伴う利用状況の推移を踏まえて、更新や統廃合、建物の延命化をめざした維持・補修などを計画的に行い、財政負担の軽減や平準化を図ることで、公共施設等の適正な維持管理を推進します。

2. 誰にとっても安心して利用しやすい市庁舎を建設します

市庁舎は、大規模災害時に災害対策本部などの防災センターとしての機能を備え、誰もが安心して利用できる庁舎として建替えを実施します。また、市民にとって使いやすく効率的で、誇りと愛着が持てる庁舎とするため、市民交流や、市民協働・市民参加を進める場、地域の魅力を発信できる空間を整備します。

3. 地域市民センターを耐震化します

下宿地域市民センター及び野塩地域市民センターは、災害時の避難所に指定されており、市民の安全を確保し、市民が安心して利用することができるよう順次耐震化を実施します。

(5) 都市格が高いまち（「しくみづくり」の分野）

53 健全な行財政の確立

533 広域行政

10年後の姿

広域連携が進み、より広い視野に立った行政経営が実現するとともに、スケールメリットによる行政の効率化や行財政基盤の強化が図られています。

1. 他の市町村と協力し、事業を効率的、効果的に実施します

スケールメリットを活かした行政事務の効率化をさらに進めるため、ごみ処理や各種事務の処理などについて、近隣自治体との共同実施を推進します。

2. 他の市町村と経営資源を連携し、相乗効果によって市民サービスを向上させます

近隣自治体との協力によって行政サービスをさらに効果的にするため、東京都市長会、多摩北部都市広域行政圏協議会などを通じて、より広い視野に立ち、共通課題を調査・検討します。また、文化施設、スポーツ施設などの共同利用を推進します。

541 経営資源を戦略的に配分

10年後の姿

長期的視野から行政経営が行われることで、清瀬の地域全体の魅力が高まり、人々は清瀬に住んでみたい、住み続けたいと思っています。

少子高齢化や市民ニーズの多様化が進む社会で、持続可能なまちづくりを推進するためには、市民が清瀬での暮らしに満足し、さらに清瀬の地域全体の魅力を高めることによって、人々にとって住んでみたい、住み続けたいまちになることが大切です。

そのため、将来を長期的に見据え、限られた経営資源を戦略的に配分することによって、「市民目線で」、「誰もが住みやすく」、「総合的にまちの魅力を向上させ」、そして「成果を生み出すことを意識」したまちづくりをめざし、

- ・市民ニーズにあった行政サービスの提供（市民目線のまちづくり）
- ・ユニバーサルデザインの推進（誰もが住みやすいまちづくり）
- ・シティプロモーションの推進（地域の魅力を高めるまちづくり）
- ・長期総合計画の適切な進行管理（成果を生み出すまちづくり）

の4つの施策を進めます。

これらの施策は、清瀬の将来像を実現するために欠かせないものであり、第4次清瀬市長期総合計画におけるすべての施策を進める上で基盤となるものです。

1. 市民ニーズに合った行政サービスを提供します

行政サービスを受ける市民の満足度を高めるためには、重要な政策や施策が市民とともに考えられており、市民の目線に立った行政運営が実現されていることが必要です。

そのため、市民の意見や要望を各種審議会など、さまざまな機会を通じて聞き、各種審議会などの市民ニーズを把握しながら適切なプロセスを通じて行政サービスに反映させます。また、さまざまな施策を実行する上で特に重要な方針や計画については、市民の参画により、市民の意見を尊重しながら策定します。

2. ユニバーサルデザインを推進します

障害の有無、年齢、性別、国籍等に関わらず、誰もが安心して簡単にまちを移動し、暮らしに必要な情報をわかりやすい形で得ながら快適に生活するためには、ユニバーサルデザインの考えによるまちづくりを推進することが必要です。

そのため、市職員がユニバーサルデザインに対する意識を高めるとともに、市民にもこの考え方を普及・啓発し、一人一人の理解を深めます。また、道路等の移動経路や公共施設を利用しやすく整備しま

す。さらに、市民目線のわかりやすい行政サービスや情報を提供するため、さまざまな手続きの簡素化や、わかりやすく親切的な市民対応に努めます。

3. シティプロモーション※を推進します

少子高齢化による人口減少の影響が各地で懸念されるなか、都市として存続し、発展を遂げていくためには、シティプロモーションを展開し、市政に対する市民の関心や郷土への愛着や誇りを高めるとともに、対外的にも魅力が発散され、「住んでみたい」「住み続けたい」まちになることが必要です。

そのため、市民が市内の誇れる文化や歴史に対する認識を深め、新たな魅力の創造と地域の魅力を自発的に発信するような機運を積極的に創出します。また、そうした機運を踏まえて、さまざまな方法によって市の魅力を発信します。

4. 長期総合計画を適切に進行管理します

第4次清瀬市長期総合計画にもとづき、行政の取り組みが適切に行われるよう、市政に関する課題や環境変化を的確に踏まえながら個別の計画や方針等を策定します。また、取り組みの成果を最大化させるため、施策や事務事業ごとに目標を設定した上で実行します。さらに、市の取り組みやその成果に対する継続的な評価・見直しを行うことによって、取り組み目標を達成するための課題を明らかにし、その結果を踏まえた施策ごとの効率的・効果的な財源配分や、事業選択を行います。

※ 清瀬市の歴史、文化、自然、人及び施設の価値を再認識し、魅力に磨きをかけ、市内外に発信することで、活力や人々の交流の機会を創出しながら、清瀬市発展のための原動力としていく取り組み。